

宮城県ものづくり産業振興起業家等育成支援事業費補助金  
(ベンチャー企業支援型) 交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内ものづくり産業の振興に資するベンチャー企業の育成支援による新たな事業の創出及び新産業の振興を図るため、県内で起業又は新規事業展開等を図ろうとする者に対し、入居施設の利用に係る経費について予算の範囲内において宮城県ものづくり産業振興起業家等育成支援事業費補助金(ベンチャー支援型)(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「賃貸施設」とは、補助金の交付対象となる法人又は個人においてオフィス又はラボ(以下「オフィス等」という。)として使用することを目的とした賃貸施設とする。ただし、次のいずれかに掲げる施設を除く。
  - イ 賃貸借契約書等において、月額賃料(消費税及び地方消費税を除く)が確認できない施設
  - ロ 申請者と親密な関係を有する法人又は個人が賃貸人である施設
  - ハ 住居と兼用で利用している施設
  - ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する東北大学連携型起業家育成施設(仙台市青葉区荒巻字青葉6-6-10)
- (2) 「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 「大企業」とは、中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自社において研究開発・技術開発・商品開発等を行う者で、起業又は別表に掲げる第二創業の日から10年以内の中小企業者又は入居後3年以内に事業化に係る法人を設立する計画のある個人
- (2) 県内にオフィス等を置く者、または新たに開設する者
- (3) 補助事業終了後3年間、県内で事業活動を継続する予定の者
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
  - イ 同一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者
  - ロ 大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者
  - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者
  - ニ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
  - ホ 宮城県の県税を滞納している者
  - ヘ その他知事が交付対象と認めない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、県内における賃貸施設の賃料(消費税及び地方消費税、共益費、敷金、礼金、保証金等を除く。)とする。ただし、他の公的な補助金や助成金を支給された場合は、当該費用を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、次のとおりとする。

(1) 初めて交付決定を受けた月の翌月から起算して3年を限度とする。ただし、初めて申請する月の1日には入居が完了しておりかつ10日までに申請が行われたときは、その月の初めから起算して3年を限度とすることができる。

(2) 令和3年度以前から当該補助金の交付を受けている補助事業者については、初めて交付決定を受けた日から起算して3年を限度とする。

2 前項について、初めて交付を受ける月から起算して3年を迎える前に、起業又は第二創業の日から起算して10年を迎える場合は、初めて交付決定を受けた日から起算して3年を迎えた日又は当該年度末のいずれか早い日までを交付対象とする。

(補助率及び補助限度額)

第6条 補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

(1) 補助率 2分の1以内。ただし、退去日が月の末日でないときの補助金の額は日割り計算とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 補助限度額 1月につき5万円

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は次の各号に定める日までとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 県の会計年度の2月15日

(2) 県の次会計年度分について継続して申請しようとする場合は、翌年度の4月10日

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に様式第2号により知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業の完了した日から3年間は、引き続き宮城県内にオフィス等を有すること。ただし、会社を解散した場合等やむを得ないものとして知事が認める場合を除く。

(4) その他知事が必要と認める条件

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があったときは、規則第13条の規定

に基づき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対しその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に県に当該超える部分の額を納付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、前項に規定する期限内に納付しない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定による概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は様式第5号によるものとする。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

#### (補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### (補助金の返還)

第14条 知事は、補助事業者が第9条に規定する条件に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることがある。

#### (事業成果の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の成果を活用した事業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間、当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、翌年度の6月30日までに様式第6号により知事に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

#### (実施状況の確認)

第16条 知事は、補助事業の実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行うことができる。

#### (その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月30日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3条関係）

第二創業とは、客観的に自ら営む事業を見直して、経営の多角化や事業転換などを図ることをいい、具体的には、次の事業展開によるものを対象とする。

- (1) 従来のお客様に対する新たな製品の開発やサービスの提供
- (2) 従来とは異なる取引先に対する新たな製品の開発やサービスの提供